

様式第3号

物品売買内容に関する質問回答表

年度	令和8年度	物品名	令和8年度 周防大島町公用車 (スクールバス)
回	答	日	令和 8年 8月21日
質問事項	トヨタに問い合わせた所、登録は3月中にできるが、納期は4月の中頃になる予定だといわれました。納入期限を過ぎても大丈夫でしょうか。		
回 答	本物品調達について、令和9年3月31日を納車期日としております。		
	ついては、登録ではなく車両納車を以て納品完了となります。		
	ただし、契約締結後の本物品調達における進捗状況を勘案したうえ、議会の承認を得られた場合は、繰越となる可能性があります。		
	事業繰越となった場合、延長期間は受注者と協議により決定します。		
質問事項	トヨタディーラーより問い合わせがあり、コースター生産が三月生産になると納期が4月にずれ込む可能性があるとの連絡が来たのですが、その時は納期延長可能ですか？		
回 答	本物品調達について、令和9年3月31日を納車期日としております。		
	ついては、登録ではなく車両納車を以て納品完了となります。		
	ただし、契約締結後の本物品調達における進捗状況を勘案したうえ、議会の承認を得られた場合は、繰越となる可能性があります。		
	事業繰越となった場合、延長期間は受注者と協議により決定します。		